

虐待やDVを受け、悩んでいる方は、相談窓口へご相談ください。また、虐待やDVを発見したり、疑いを感じたりしたら、ためらわずに相談窓口へ連絡・通報してください。連絡者の秘密は厳守され、たとえ虐待の事実がなかったとしても、責任を問われることはありません。

児童虐待

■児童虐待とは

本来、子どもを守るべき親や親に代わる養育者が、子どもの身体や心を傷つけることをいいます。子育てに熱心なあまり、厳しくしつけるつもりで手を上げたり、経済的に苦しく昼夜を問わず働いた結果、放置した状態になったりしていることもあります。こういった多くの保護者は、自分のしていることが虐待だと気付いていません。

児童虐待の種類

- 身体的虐待…殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、溺れさせるなど
- 性的虐待…ポルノグラフィティの被写体になることや性的行為を強要する、性的行為を見せるなど
- ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、重い病気になっても病院に連れて行かない、極端に不潔な環境の中で生活させるなど
- 心理的虐待…言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、目前で家族に対して暴力を振るうなど

しつけと虐待は、全く違うものです。暴力やお仕置きで子どもを従わせることはしつけとはいえません。たとえ親がしつけと思っていても、子どもにとって有害な行為や発言は虐待になります。



■子どもを守るためのポイント

- ① おかしいと感じたら迷わず連絡
- ② しつけのつもり：は言い訳
- ③ ひとりで抱え込まない
- ④ 親の立場より子どもの立場
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる

■相談窓口

- ▼ 家庭児童支援課要保護児童担当 (☎56・3113)
- 日時 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時
- ▼ 西三河児童・障害者相談センター (☎0564・27・2779)
- 日時 毎週月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分
- ※ いずれも、土・日曜日、祝日、年末年始を除く。ただし、児童虐待が疑われ、緊急を要する場合は対応します。

■DV (ドメスティック・バイオレンス) とは

配偶者や内縁の妻・夫、婚約者、交際相手など親密な間柄にある人から一方的に受ける暴力のことをいいます。

DVは基本的に生計を共にするパートナーが対象となるため、経済面や子どもの問題、これまで築いてきた人間関係などにより、早急に対策できないケースが多くあります。そして、肉体的・精神的な暴力にさらされ続け、多くの人は恐怖感と無力感に陥り、正常な判断ができにくくなります。

■毎日暴力を振るうわけではない

DVは暴力を振るった後、別人のように謝罪し、やさしく接するようになったかと思えば、また暴力を…と、一定の周期を繰り返し、徐々にエスカレートしていく傾向があります。全ての加害者に該当するわけではありませんが、「やさしい時が本当の姿」「今度こそDVが治った」など、被害者が期待を抱くことも、DVが継続する一因です。

D V の 種 類

- 身体的な暴力…殴る、蹴る、平手打ち、首を絞める、突き飛ばすなど
- 精神的な暴力…ののしり、ばかにする、大声で怒鳴る、無視する、脅迫するなど
- 経済的な暴力…生活費を渡さない・使わせない、働きに出ることを禁止するなど
- 社会的な暴力…自由に外出させない、携帯電話の履歴・メールを細かくチェックするなど
- 性的な暴力…性行為の強要、避妊に協力しないなど

■相談窓口

- ▶ 家庭児童支援課DV相談担当 (☎56・3113)
- 日時 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時
- ※ 土・日曜日、祝日、年末年始を除く。ただし、緊急を要する場合は対応します。
- ▶ 県女性相談センター (☎052・962・2527)
- 日時 毎週月～金曜日 午前9時～午後9時
- 土・日曜日 午前9時～午後4時
- ※ 祝日、年末年始などを除く。

D V (ドメスティック・バイオレンス)



障害者虐待

■障害者虐待とは

身体障害・知的障害・精神障害のある人や、心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となる虐待のことで、次の3種類に分類されます。

- ①養護者による虐待…障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居人による不適切な行為
- ②障害者福祉施設従事者等による虐待…障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による不適切な行為
- ③使用者による虐待…障害者を雇用している事業主などによる不適切な行為

障害者の虐待は、虐待されている人が虐待だと認識できず、自分から被害を訴えられない場合があります。また、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が多くあります。虐待の通報は、虐待を受けている障害者だけでなく、虐待をしている側への支援にもなります。



■相談窓口

▶市障害者虐待防止センター（☎65・2117／福祉課内）

日時 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時
※休日や夜間の場合は、当直者が福祉課担当者に連絡し、担当者から折り返し電話します。

障害者虐待の種類

- 身体的虐待…障害者の体に傷や痛みを負わせる、暴行を加える、正当な理由なく障害者の身体を拘束するなど
- 心理的虐待…障害者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えるなど
- 放棄・放任…食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をせず、心身を衰弱させるなど
- 経済的虐待…本人の同意なしに障害者の財産や年金・賃金を使う、障害者に理由なく金銭を与えないなど
- 性的虐待…障害者に無理やりわいせつなことをしたり、させたりするなど

高齢者虐待

高齢者虐待の種類

- 身体的虐待…平手打ちをする、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、ベットに縛り付けるなど
- 心理的虐待…排せつの失敗を嘲笑したり、人前で話して恥をかかせる、意図的に無視をするなど
- 介護や世話の放棄・放任…空腹や脱水、低栄養状態のままにする、おむつを放置するなど
- 経済的虐待…日常生活に必要なお金を渡さない、使わせない、財産を無断で売却するなど
- 性的虐待…懲罰的に下半身を裸にして放置するなど

■高齢者虐待とは
65歳以上の高齢者を世話する家族や親族、同居人、要介護施設従事者などによる不適切な行為のことをいいます。
高齢者虐待は、虐待を受けている高齢者が危険な状態に陥っていても、虐待している本人に自覚がないことが多いのも特徴です。家族や親族などがささいなことと思っただけでも、積み重なると高齢者に大きな影響を与えることがあります。

ひもで縛る、鍵が付いた部屋に閉じ込めるなどの行為は、けがの防止や認知症の行動防止策と思われがちですが、心身に重大な影響を及ぼすことが明らかになっています。

家族の介護力には限界があるため、介護を続けるには、事業者や地域の適切な支援が欠かせません。

相談窓口

長寿課地域支援事業担当	全域	☎65・2120
地域包括支援センター社会福祉協議会 花ノ木町2丁目1（総合福祉センター内）	八ツ面・三和・室場小学校区	☎56・1021
地域包括支援センター中央 寄住町洲田18（西尾老人保健施設内）	西尾・花ノ木小学校区	☎54・8998
地域包括支援センターいずみ 和泉町22（西尾病院内）	平坂・矢田・中畑小学校区	☎55・7373
地域包括支援センター鶴城 桜町4丁目31（米津老人保健施設内）	鶴城・米津・西野町小学校区	☎55・3155
地域包括支援センターせんねん村 平口町大溝77（特別養護老人ホームせんねん村内）	寺津・福地南部・福地北部小学校区	☎64・0002
一色町地域包括支援センター 一色町前野新田48-3（一色老人福祉センター内）	一色・佐久島中学校区	☎72・9654
吉良幡豆地域包括支援センター 鳥羽町迎49-2（特別養護老人ホームしはとの郷内）	吉良・幡豆中学校区	☎62・6677

